

(3)平成26年 改正河川法施行令に基づく船舶放置禁止指定について

指定の内容

・河川法施行令改正(平成26年4月1日施行)により、**船舶**など河川管理者が指定したものをみだりに捨て又は**放置することが禁止**行為として追加され、違反すると3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金が科されることになりました。

・東北地方整備局では、旧北上川において、無許可係留船が油流出事故などの河川環境の悪化や、津波時に流出し家屋等への二次被害や交通障害などの原因として問題になっていることから、**旧北上川全区間において「船舶」の放置禁止指定**を行います。

・指定の時期は、新たな船舶収容施設となる「石巻市南浜マリーナ」の供用開始後の令和3年5月頃を予定しています。

改正前と改正後の違い

(改正前)

第16条の四 何人もみだりに次に掲げる行為をしてはならない。
一(略)
二 河川区域内の土地(高規格堤防特別区域の土地を除く。次号及び第16条の8第1項各号において同じ。)に土石(砂を含む。以下同じ。)又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。
三(略)

(改正後)

第16条の四 何人もみだりに次に掲げる行為をしてはならない。
一(略)
二 河川区域内の土地(高規格堤防特別区域の土地を除く。次号及び第16条の8第1項各号において同じ。)に**次に掲げるものを捨て、又は放置すること**。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為はこの限りでない。
イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの
ロ 土石(砂を含む。以下同じ。)
ハ イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物
三(略)

※放置禁止指定後、違反船舶等に対しては繰り返し是正指示を行い、所有者等による自主的な移動・撤去を求めますが、是正指示に従わない悪質な不法行為者に対しては、警察当局と協議の上、告発を行います。